

令和4年度滝上町高齢者世帯等 生活支援給付金のご案内

- 物価高騰によりさまざまな支出が増加している中、生活への影響が大きいと想定される低所得の高齢者世帯や障がい者を含む世帯の方々に、生活支援給付金を支給します。
- 生活支援給付金を受給するためには、**役場への手続きが必要**です。

給付金の支給額

- 給付金
1世帯あたり12,000円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和4年6月1日現在で滝上町に住民登録がある「住民税非課税世帯」のうち、

①・②のどちらかを満たす世帯

- ① 令和4年6月1日時点で65歳以上の者を含む世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを持つ者を含む世帯

※生活保護受給者で①・②いずれかに該当する世帯も対象です。

※北海道子育て世帯生活支援臨時特別給付金支給事業の対象となる児童を含む世帯は除きます。

滝上町に課税情報があり
世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月2日以降に転入し、滝上町に課
税情報がなく世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

返送が必要です

返送期限：令和4年11月30日（水）

滝上町から届く確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ返送してください。

※対象の世帯主宛に役場から確認書を10月中旬に発送いたしますが、届かない場合は、役場担当窓口までお問合せください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和4年12月30日（金）

滝上町役場保健福祉課福祉係への申請が必要です。

【申請書配布先】滝上町役場保健福祉福祉係

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から滝上町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、滝上町役場保健福祉課福祉係から、給付金の確認書が届きます。
- 確認書に必要事項を記入し、返信用封筒で役場へ返送してください。



II 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、滝上町役場保健福祉課福祉係の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。書類請求の際はご連絡ください。
- 添付資料には令和4年1月1日現在に在住の市区町村が発行する住民税非課税証明書を世帯全員分（18歳以下不要）が必要となります。
- 課税状況が確認できる場合、1月2日以降に転入した方がいる世帯でも確認書を送付する場合があります。



生活支援給付金の支給対象世帯は？

あなたの世帯は、令和4年6月1日時点で
滝上町に住民登録がありますか？

はい

令和4年6月1日時点で、世帯員全員が、令和4年度（令和3年1～12月の収入）の住民税が非課税ですか？

はい

あなたの世帯に、「子育て世帯生活支援臨時特別給付金」を受給された方はいますか？

いいえ

令和4年6月1日時点で、世帯の中に満65歳以上の方、もしくは障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）をお持ちの方はいますか？

はい

あなたの世帯は、支給対象世帯の可能性が
あります。
確認書が届いていない場合は、役場担当窓口までお問い合わせください。

いいえ

いいえ

はい

いいえ

支給対象外の世帯です。

※生活保護を受給されていても、65歳以上の方が世帯にいない場合や障害者手帳をお持ちの方が世帯にいない場合は対象外です。

お問い合わせ

滝上町役場担当窓口
保健福祉課福祉係



29-2111 (内線237・238)



高齢者世帯等生活支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

不審な電話や郵便があった場合は、役場担当窓口や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。